



発行 東京都

● 東京都告示第三十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十一

条第四項の規定に基づき西東京市柳沢五丁目土地区画整理事業の規約を認可したので、同条第八項の規定により、次のように告示する。

令和七年十一月七日

目 次

告 示

○ 土地区画整理事業の規約の認可……………

（都市整備局市街地整備部区画整理課）…

○ 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………（同）…

○ 知事指定薬物の指定の失効……………

（保健医療局健康安全部薬務課）…

○ 貸金業法による行政処分……………

（産業労働局金融部貸金業対策課）…

告 示（選）

○ 政治団体の届出……………

○ 政治団体の解散の届出……………

○ 資金管理団体の指定の届出……………

○ 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………

○ 資金管理団体でなくなつた旨の届出……………

第一項の規定に基づき西東京市柳沢五丁目土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 失効する知事指定薬物の名称
別表のとおり

- 一 失効する知事指定薬物の名称
別表のとおり

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和七

令和五年七月二十日から令和七年九月三十日まで

三 施行地区

西東京市柳沢五丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

西東京市柳沢五丁目土地区画整理事業

五 事務所の所在地

西東京市柳沢五丁目七番二号

六 施行認可の年月日

令和五年七月二十日

七 変更の内容

事業施行期間を令和八年一月三十一日まで延長する。

八 変更認可の年月日

令和七年九月三十日

九 令和七年九月三十日

令和七年九月三十日

令和七年十一月七日

東京都知事 小池 百合子

● 東京都告示第三十七号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条

条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十一月七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 失効する知事指定薬物の名称
別表のとおり

- 一 失効の理由
別表のとおり

○ 技能検定員審査の実施……………

○ 教習指導員審査の実施……………

○ 教習指導員審査の実施……………

○ 施行者の氏名

新田 昭夫

二 事業施行期間

新田 正行

告 示

年厚生労働省令第百五号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和七年十一月八日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	N-(2-メチルフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド及びその塩類	o r t h o - M e t h y l f e n t a n y l , o - M e t h y l f e n t a n y l
(2)	2-{2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-メチル-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類	5-M e t h y l e t o d e s n i t a z e n e , E t o m e t h a z e n e
(3)	3-[2-(ジメチルアミノ)エチル]-1H-インドール-4-イル=プロピオナート及びその塩類	4-P r O - D M T

令和七年十一月七日

東京都知事 小池百合子
一 被処分者
(一) 商号又は名称
(二) 氏名(法人の場合は代表者氏名)
(三) 主たる営業所の所在地
(四) 登録番号
(五) 登録年月日 令和七年三月三十一日

二 処分年月日 令和七年十月二十一日
三 处分の内容 登録の取消し
四 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

告示(選)

●東京都選舉管理委員会告示第百三十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

●東京都告示第千三十九号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

令和七年十一月七日

東京都選挙管理委員会

1 政党的支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党的支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
国民民主党東京都参議院選挙区第1総支部	高橋 茉友	鹿島 繁文	千代田区隼町3-19	R7. 5. 1	○	参議院議員
国民民主党東京都参議院選挙区第2総支部	奥村 祥大	奥村 祥大	千代田区隼町3-19	R7. 5. 2	○	参議院議員
日本維新の会参議院東京都選挙区第1支部	音喜多 駿	音喜多 駿	江東区豊洲5-5-1	R7. 5. 26	○	参議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党的支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
公明党足立西支部連合会	大竹 小夜子	小泉 博	足立区加賀1-19-16	R7. 5. 15	○
公明党足立東支部連合会	薄井 浩一	小泉 博	足立区千住緑町3-26-20	R7. 5. 15	○
公明党大田北支部連合会	玉川 英俊	岡元 由美	大田区北千束1-64-2	R7. 5. 15	○
公明党大田南支部連合会	勝亦 聰	岡元 由美	大田区蒲田2-9-14	R7. 5. 15	○
自由民主党東京都立川市第六支部	川口 恵	早川 和志	立川市高松町3-14-11	R7. 5. 23	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)
明るい東京をつくる会	高橋 茉友	鹿島 繁文	千代田区隼町3-19	R7. 5. 1	参議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
井上あいりの後援会	井上 愛理	井上 愛理	国分寺市高木町1-24-3	R7. 5. 2
青梅医療介護関連サービス協議会森村たかゆき後援会	中澤 義昭	小山 豊	青梅市根ヶ布1-498-1	R7. 5. 23
岡本ゆうじ後援会	岡本 悠司	岡本 礼美	品川区東品川4-11-36	R7. 5. 1
かめおかさやか後援会	亀岡 さやか	別所 直哉	三鷹市下連雀3-44-4	R7. 5. 2

川口めぐみを応援する会	川口 恵	早川 和志	立川市曙町1-23-1 4	R7. 5. 19
クリーンな都政をつくる会	山本 佳子	浜田 成夫	練馬区東大泉2-9-1 5	R7. 5. 27
新女性党	佐藤 実二	佐藤 実二	北区滝野川6-74-7	R7. 5. 21
杉並こころざしの会	國崎 隆志	黒田 茂	杉並区上荻4-19-1 7	R7. 5. 1
対話でつなごう都政と昭島	黒川 雅子	清水 政彦	昭島市松原町3-6-2 1	R7. 5. 13
土田あきら後援会	土田 章	森田 理絵	葛飾区高砂1-21-3	R7. 5. 20
東京から公教育を建て直す会	河村 建夫	河村 建夫	港区赤坂2-6-15	R7. 5. 8
東京品川からやさしい未来を	篠原 里佳	横山 拓海	品川区平塚1-1-4	R7. 5. 20
都民の未来は都民が決める会	西澤 郁子	中里 省三	江戸川区宇喜田町101 5	R7. 5. 26
中村のりひと後援会	中村 則仁	中村 雅一	あきる野市上代継178 -2	R7. 5. 7
中村まなみ後援会	鴨居 孝泰	中村 浩英	青梅市新町3-39-1	R7. 5. 13
なべおか幸則後援会	鍋岡 幸則	鍋岡 幸則	練馬区東大泉3-41-1 9	R7. 5. 2
練馬未来の党	鍋岡 幸則	齋藤 優利	練馬区東大泉6-34-1 28	R7. 5. 2
森たかゆき後援会	太田 隆之	太田 陽	中野区中央2-30-9	R7. 5. 22
山口花を叩き上げる会	山口 花	山口 美由紀	千代田区隼町3-19	R7. 5. 8
山本たかしの会	山本 崇志	山本 有紀	中野区野方5-22-5	R7. 5. 20
夢党	矢田 一久	兵頭 秀一	葛飾区堀切7-21-1 0	R7. 5. 7
4年後の未来を考える会	大場 宣夫	大場 宣夫	豊島区上池袋2-2-1 6	R7. 5. 12
ワーママのキャリアと笑顔を守る会	中島 里奈	中島 洋次郎	世田谷区千歳台1-27 -8	R7. 5. 13
脇村たいき後援会	脇村 太樹	田中 政義	国分寺市本町3-16- 20	R7. 5. 8

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党豊島総支部	谷 公代	主たる事務所の所在地 代表者の氏名	豊島区西巣鴨2-3-4 谷 公代	豊島区南池袋2-36-10 長橋 桂一	R7. 5. 1
参政党東京第10支部	岩谷 晃誠	代表者の氏名 会計責任者の氏名	岩谷 晃誠 岩谷 祐美	友成 亮太 黒木 優	R7. 4. 30 R7. 5. 19
参政党東京第24支部	木村 隆行	代表者の氏名	木村 隆行	鈴木 成之	R7. 4. 1
参政党東京第27支部	森川 一重	会計責任者の氏名	稻垣 聰	古賀 裕紀	R7. 5. 1
自由民主党東京都北区第二十一支部	谷口 瑞季	主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名	北区上中里1-15-2 谷口 瑞季 橋本 享苗	北区西ヶ原1-29-9 仲田 瑞季 榎本 喜政	R7. 3. 29 R7. 3. 29 R7. 3. 29
自由民主党東京都第六選挙区支部	越智 隆雄	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	R6. 10. 9
自由民主党東京都第二十四選挙区支部	萩生田 光一	会計責任者の氏名	中川 常彦	田之倉 敦司	R7. 5. 1
自由民主党東京都郵政政治連盟支部	太田 定良	代表者の氏名	太田 定良	前野 耕一	R7. 5. 1
自由民主党檜原総支部	山口 和彦	主たる事務所の所在地 代表者の氏名	西多摩郡檜原村516-1 山口 和彦	西多摩郡檜原村749 野村 栄一	R7. 5. 19 R7. 5. 19
日本維新の会参議院兵庫県選挙区第1支部	吉平 敏孝	政治団体の名称 主たる事務所の所在地 公職の種類（第一号）	日本維新の会参議院兵庫県選挙区第1支部 兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1 参議院議員	日本維新の会衆議院東京都第3選挙区支部 品川区戸越1-19-6 衆議院議員	R7. 5. 1 R7. 5. 1 R7. 5. 1
日本維新の会衆議院東京都第8選挙区支部	南北 ちとせ	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	R7. 4. 29

● 東京都選挙管理委員会告示第百四十号
(昭和二十三年法律第百九十四号)
第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年十一月七日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
足立・生活者ネットワーク	茂木 里香	主たる事務所の所在地	足立区新田3-36-31	足立区綾瀬1-32-3	R7. 4. 17
		代表者の氏名	茂木 里香	木下 ひろみ	R7. 4. 17
		会計責任者の氏名	木下 ひろみ	小杉 あけみ	R7. 4. 17
今村充後援会	今村 充	主たる事務所の所在地	台東区西浅草2-13-11	世田谷区用賀4-4-5	R7. 5. 30
岩崎朗を励ます会	岩崎 朗	主たる事務所の所在地	台東区寿4-16-5	台東区浅草5-35-9	R7. 4. 28
		会計責任者の氏名	長谷川 幸緒	岩崎 朗	R7. 5. 7
いんどう周作東京後援会	太田 定良	代表者の氏名	太田 定良	前野 耕一	R7. 5. 1
大西洋平後援会	大西 洋平	会計責任者の氏名	亀本 正城	大西 文代	R7. 4. 16
奥村よしひろ後援会	奥村 祥大	公職の種類(第一号)	参議院議員	衆議院議員	R7. 5. 1
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	奥村 祥大、参議院議員	奥村 祥大、衆議院議員	R7. 5. 1
おちたかお政策研究会	越智 隆雄	主たる事務所の所在地	港区赤坂1-14-5	世田谷区経堂2-2-11	R7. 1. 31
		国會議員関係政治団体の区分	国會議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国會議員関係政治団体	R6. 10. 9
	越智 恵実子	代表者の氏名	越智 恵実子	越智 隆雄	R7. 5. 23
音喜多駿後援会	音喜多 駿	国會議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国會議員関係政治団体	国會議員関係政治団体以外の政治団体	R7. 5. 21
		公職の種類(第一号)	参議院議員		R7. 5. 21
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	音喜多 駿、参議院議員		R7. 5. 21
健康長寿の党	須藤 健太郎	政治団体の名称	健康長寿の党	はりきゅうで区民の健康を取り戻す党	R7. 5. 23
玄進会	堀池 宏	主たる事務所の所在地	千代田区永田町2-9-6	港区赤坂3-1-16	R7. 5. 22
こうぐち信明後援会	甲口 信明	主たる事務所の所在地	調布市布田2-9-6	調布市調布ヶ丘3-47-16	R7. 5. 1
税理士による小田原潔後援会	阪口 茂	主たる事務所の所在地	立川市高松町3-14-11	日野市高幡145	R7. 1. 1
全国住宅産業政治連盟	馬場 研治	会計責任者の氏名	東 幹子	濱田 敏行	R7. 5. 16

立川・生活者ネットワーク	坂下 香澄	主たる事務所の所在地 代表者の氏名	立川市柏町4-6-21 坂下 香澄	立川市砂川町1-13-29 田中 美保	R6. 12. 15 R7. 3. 9
地域活性化研究会	布施 哲也	主たる事務所の所在地	兵庫県神戸市中央区元町通3-17-8	千代田区九段北4-2-2	R7. 5. 7
デジタル民主主義を考える会	安野 貴博	主たる事務所の所在地 国会議員関係政治団体の区分 公職の種類（第一号） 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	港区南麻布2-8-21 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体 参議院議員 安野 貴博、参議院議員	中央区築地3-7-1 国会議員関係政治団体以外の政治団体	R7. 5. 8 R7. 5. 8 R7. 5. 8
東京地方本部つげ芳文後援会	太田 定良	代表者の氏名	太田 定良	前野 耕一	R7. 5. 1
東京都社会保険労務士政治連盟山手統括支部	久禮 和彦	会計責任者の氏名	高野 裕之	佐伯 年清	R7. 5. 21
徳永ゆきこ後援会	徳永 由紀子	会計責任者の氏名	徳永 大介	滝澤 将史	R7. 5. 20
都民ファーストの会新宿区第二支部	近藤 聖菜	主たる事務所の所在地	新宿区高田馬場3-37-5	新宿区西新宿5-8-5	R7. 5. 14
都民ファーストの会宮本せな後援会	近藤 聖菜	主たる事務所の所在地	新宿区高田馬場3-37-5	新宿区西新宿5-8-5	R7. 5. 14
はぎうだ光一後援会	萩生田 光一	会計責任者の氏名	中川 常彦	田之倉 敦司	R7. 5. 1
長谷川ひではる東京後援会	太田 定良	代表者の氏名	太田 定良	前野 耕一	R7. 5. 1
波多野健くんと未来を考える会	遠畑 隆史	主たる事務所の所在地 会計責任者の氏名	武藏村山市榎3-95-4 波多野 千代子	武藏村山市榎3-16-1 波多野 淳	R7. 4. 1 R7. 4. 1
福井ゆうた後援会	福井 悠太	主たる事務所の所在地	大田区蒲田5-46-10	大田区蒲田5-46-1	R7. 5. 27
松田政策研究所	松田 学	公職の種類（第一号）	衆議院議員	参議院議員	R6. 10. 15
松田学後援会	松田 学	公職の種類（第一号） 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	衆議院議員 松田 学、衆議院議員	参議院議員 松田 学、参議院議員	R6. 10. 15 R6. 10. 15
もり愛後援会	乾 愛	会計責任者の氏名	矢澤 明日香	乾 智	R7. 5. 19
郵政政策研究会東京地方本部	太田 定良	代表者の氏名	太田 定良	前野 耕一	R7. 5. 1
吉田圭一郎後援会	吉田 圭一郎	主たる事務所の所在地	国分寺市内藤1-23-1	国分寺市本多1-5-5	R7. 5. 30

吉平としたか後援会	吉平 敏孝	公職の種類 (第一号) 公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	参議院議員 吉平 敏孝、参議院議員	衆議院議員 吉平 敏孝、衆議院議員	R7. 5. 1
-----------	-------	---	--------------------------	--------------------------	----------

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出されていた地域活性化研究会及びデジタル民主主義を考える会は総務大臣に届出すべき政治団体に、日本維新の会参議院兵庫県選挙区第1支部は兵庫県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第百四十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第十
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和七年十一月七日

東京都選挙管理委員会

1 政党的支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都第六選挙区支部	越智 隆雄	R7. 4. 30
日本維新の会衆議院東京都第8選挙区支部	南北 ちとせ	R7. 4. 30

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
おおがゆうぞう後援会	大賀 裕三	R7. 5. 7
國定正伸後援会	國定 正伸	R7. 4. 30
清水みちこ後援会	佐藤 富美男	R7. 4. 15
新党 日本のこころ	澤口 祐司	R7. 5. 30
田村みさ子となかまの会	田村 みさ子	R7. 5. 11
都民ファーストの会北多摩第四区東久留米支部	細谷 祥子	R7. 5. 14
森たかゆき後援会	太田 隆之	R7. 5. 21
吉田けいすけ後援会	吉田 桂介	R7. 5. 15
渡辺ふき子を励ます会	渡辺 ふき子	R7. 4. 4

● 東京都選挙管理委員会告示第百四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和七年十一月七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
大場 宣夫	都議会議員	4年後の未来を考える会	豊島区上池袋2-2-16	R7. 5. 12
岡本 悠司	都議会議員	岡本ゆうじ後援会	品川区東品川4-11-36	R7. 5. 1
音喜多 駿	参議院議員	音喜多駿後援会	江東区豊洲5-5-1	R7. 5. 21
亀岡 さやか	都議会議員	かめおかさやか後援会	三鷹市下連雀3-44-4	R7. 5. 1
國崎 隆志	都議会議員	杉並こころざしの会	杉並区上荻4-19-17	R7. 5. 1
高橋 茉友	参議院議員	明るい東京をつくる会	千代田区隼町3-19	R7. 5. 1
土田 章	区議会議員	土田あきら後援会	葛飾区高砂1-21-3	R7. 5. 20
鶴崎 直行	都議会議員	ときざき直行後援会	葛飾区西水元1-18-21	R7. 1. 1
山口 花	都議会議員	山口花を叩き上げる会	千代田区隼町3-19	R7. 5. 1
山本 崇志	区議会議員	山本たかしの会	中野区野方5-22-5	R7. 5. 20

● 東京都選挙管理委員会告示第百四十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号) 第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年十一月七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
安野 貴博	デジタル民主主義を考える会	公職の種類 主たる事務所の所在地	参議院議員 港区南麻布2-8-21	都知事 中央区築地3-7-1	R7. 5. 8
今村 充	今村充後援会	主たる事務所の所在地	台東区西浅草2-13-11	世田谷区用賀4-4-5	R7. 5. 30
岩崎 朗	岩崎朗を励ます会	主たる事務所の所在地	台東区寿4-16-5	台東区浅草5-35-9	R7. 4. 28
奥村 祥大	奥村よしひろ後援会	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	R7. 5. 1
甲口 信明	こうぐち信明後援会	主たる事務所の所在地	調布市布田2-9-6	調布市調布ヶ丘3-47-16	R7. 5. 1
近藤 聖菜	都民ファーストの会宮本せな後援会	主たる事務所の所在地	新宿区高田馬場3-37-5	新宿区西新宿5-8-5	R7. 5. 14
松田 学	松田学後援会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	R6. 10. 15
丸山 哲平	丸山哲平後援会	公職の種類	市長	市議会議員	R7. 5. 27
両角 穂	もろづみみのる後援会	公職の種類	都議会議員	市長	R7. 4. 1
吉田 圭一郎	吉田圭一郎後援会	主たる事務所の所在地	国分寺市内藤1-23-1	国分寺市本多1-5-5	R7. 5. 30
吉平 敏孝	吉平としたか後援会	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	R7. 5. 1

● 東京都選挙管理委員会告示第百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなつた旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年十一月七日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
大賀 裕三	おおがゆうぞう後援会	R7. 5. 7
越智 隆雄	おちたかお政策研究会	R6. 10. 9
國定 正伸	國定正伸後援会	R7. 4. 30
田村 みさ子	田村みさ子となかまの会	R7. 4. 10
渡辺 ふき子	渡辺ふき子を励ます会	R7. 4. 4

●東京都公安委員会告示第377号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月7日

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明記
3 条第1項第1号若しくは第2項各号又は附則第

4 番号に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和7年12月8日(月曜日)から同月12日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)

3 審査項目及び審査細目

(1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
ア 技能検定に関する知識

ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項

イ 自動車教習所に関する法令についての知識
ウ 技能検定の実施に関する知識
エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

<p>(2) 受付日時 令和7年11月20日（木曜日）及び同月21日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年11月10日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。</p>	<p>(4) 赤色のボールペン</p> <p>(8) 着用免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。</p>
<p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 開会せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7251-5276</p>	<p>●東京都公安委員会告示第378号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和7年11月7日 東京都公安委員会 委員長 廣瀬道明 記</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項各号若しくは第4項各号又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和7年12月8日（月曜日）から同月12日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p>
<p>7 審査手数料 大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあっては23,750円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあっては19,800円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあっては14,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品 ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード イ 筆記用具 (ア) 黒色又は青色のボールペン</p>	<p>(2) 服装 自動車の運転に支障のない服装</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項各号若しくは第4項各号又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和7年12月8日（月曜日）から同月12日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p>

警公部 報 告

(第18424号)

- (2) 場所
警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類
ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）
ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

- (2) 受付日時
令和7年11月20日（木曜日）及び同月21日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

- (3) 受付場所
警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

- (4) 申請に関する注意事項
ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年11月10日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

- イ 写真は、申請書に貼り付けること。
ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。

- 7 審査手数料
大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けること。

ようとする者にあっては15,100円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあっては12,000円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっては9,950円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

- (1) 携行品
ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード
イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

- (2) 服装
自動車の運転に支障のない服装

- 9 合格証明書の交付
合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03(3581)4321 内線7251-5276

行 東	東京都新宿区西新宿1丁目八番1号	都 中	中番8001	便 本	五〇円	勝 美	印 刷	株 式	会 社
発 電話	○11(5111)1111-1111(代)	定 郵便	163-8001	便箇	六、六〇〇円	所	東京都文京区白山1丁目11番7号	印	号
				定	(郵送料を含む)		電話 ○11(11)8111-5110-1(代)	刷	113-0001
								社	

